



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第15号)

目次

	ページ
条 例	
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2
○群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	7

■ 条 例

群馬県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十六号

群馬県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県税条例の一部改正)

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十四項若しくは第三十五項」に改める。

第三十七条の二第一号イの表(1)の項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同表(5)の項中「第三十四条第十項」を「第三十四条第九項」に改め、同表(8)の項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改める。

第三十七条の三第一項第七号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五百五十五号)附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百七十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第四十五条第四項中「第九条の七第六項」を「第九条の七第五項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に、「同条第九項から第十八項まで」を「同条第八項から第十七項まで」に改め、同条第五項中「第十二項まで」を「第十四項まで」に、「第七項及び第十二項」を「第八項及び第十四項」に、「及び次項」を「から第七項まで」に、「及び第七項」を「から第八項まで」に、「この項において」を「この項から第七項までにおいて」に改め、同条第六項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「、前項」を「、同項」に改め、同項に次の三号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)

二 法人税法第六十九条第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用が

ある場合

三 地方税法第十二条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)

第四十五条第二十三項中「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは」を「仮装経理法人税割額を還付し、若しくは施行令第九条の八の六で定めるところにより」に改め、同項を第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十項」を「第二十二項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第七項」を「第八項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十九項又は第二十二項」を「第二十一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項の表第七項の項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同表第八項の項中「第八項」を「第九項」に改め、同表第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項の表第七項の項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同表第八項の項中「第八項」を「第九項」に改め、同表第十一項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「(同条第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額

控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限り。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 地方税法第十二条第十項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

第四十五条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 対象事業年度について前項の規定を適用して法第五十三条第三十四項に規定する申告書の提出又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第四十五条第九項中「この項」の下に「から第十二項まで」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第十項第一号」を「から第十二項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「次項から第十項まで」を「次項から第十項まで」に、「この項から第十項まで」を「この項から第十二項まで」に、「この項及び第十項第一号」を「この項及び第十一項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第九項及び第十項第一号」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して法第五十三条第三十四項に規定する申告書の提出又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第五十条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この章において同じ。)を「(以下この章において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十三条第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十条の二の二第六項の表第五十三条第四項第一号の項を削り、同表第五十三条第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第五十三条第四項の項中「第五十三条第四項」を「第五十三条第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条第五項第二号	特別法人 以外の法人	特別法人以外の法人(第五十条第一項第一号に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
-------------	---------------	---

第五十三条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(第五十条第一項第一号に掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その

他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額

第七十一条の二中「第七十三条の十四第十二項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

(法第七十三条の十四第四項の特例)

第七十四条の二の二 知事は、前条第一項の規定による申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が法第七十三条の十四第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第八十三条に次の二項を加える。

12 知事は、第五項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

13 知事は、第十一項の申請がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第四項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第十一項の規定にかかわらず、第二項から第四項までの規定を適用することができる。

附則第四条の三中「第二十五条の二第五項第五号」を「第二十五条の二第五項第三号」に改める。

附則第八条の三第一項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項(同条第四十九項)」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項(同条第五十一項)」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第三項中「第四十五条第十七項」を

「第四十五条第十九項」に改める。

附則第十五条第一項中「法人(」を「法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」に、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「(当該事業年度終了の時に、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の施行令附則第六条の二第四項に規定する事項を公表している場合として同条第五項に規定する場合に限る。)」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第二項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、「附則第九条第十七項」を「附則第九条第十六項」に改める。

附則第十五条の二中「第四項第二号」を「第五項第一号」に改める。

附則第十七条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の五第一項の表十の項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

(群馬県税条例の一部を改正する条例附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の群馬県税条例の一部改

正)

第二条 群馬県税条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第四十八号)附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この章において同じ。）を「（以下この章において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同法」を「同法」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この章において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第五十三条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十条の二の二第六項の表第五十三条第四項第一号の項を削り、同表第五十三条第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第五十三条第四項の項中「第五十三条第四項」を「第五十三条第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条第五項第二号	特別法人 以外の法 人	特別法人以外の法人（第五十条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
-------------	-------------------	--

第五十三条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特

定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「（第五十条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額

附則第十五条第一項中「連結申告法人」の下に「以下この項及び」を、「を」を除く。）の下に「並びに第五十条第一項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人を除く。）」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の二の五第三項第五号」を「第四十二条の二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の施行令附則第六条の二第四項に規定する事項を公表している場合として同条第五項に規定する場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第二項中「限る。）」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人に限る。）」を加え、同条第三項中「、前二項」を「、第一項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は前項」に、「附則第九

条第十七項」を「附則第九条第十六項」に改める。

附則第十五条の二中「第四項第二号」を「第五項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県税条例第三十七条の二第一号イの表の改正規定並びに同条例附則第四条の三及び第二十九条の改正規定については、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項及び次条第三項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第五十条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)(次条第三項において「ガス製造事業者等」という。)に限る。)の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下この項及び次条第三項において「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算

定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「令和二年改正前法人税法」という。)(第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次条第三項において同じ。))に係る当該法人の個別所得金額(令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条第三項において同じ。))の計算の例により算定していたものとみなす。

第四条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の群馬県税条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第四十八号)附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の群馬県税条例(以下この条において「新令和二年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前条例第五十条第一項第三号、第五十三條第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)(及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前条例第五十条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス製造事業者等に限る。)(の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等改正法第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規

定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十七号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
